

○静岡県警察射撃場の管理及び使用に関する訓令

(平成 16 年 3 月 26 日静岡県警察本部訓令第 15 号)

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、県警察の射撃場（以下「射撃場」という。）の適正な管理及び使用について、必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者)

第 2 条 射撃場を設置する所属に射撃場管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、当該所属の長をもって充てる。

2 管理責任者は、射撃場の管理についての責任を負うものとする。

(副管理責任者)

第 3 条 射撃場を設置する所属に射撃場副管理責任者（以下「副管理責任者」という。）を置き、次の各号に掲げる所属の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。

(1) 学校 副校長（警察官に限る。）

(2) 署 副署長又は次長

2 副管理責任者は、射撃場を最良の状態にしておくとともに、当該射撃場に係る施設の不備から危険を生ずることのないよう注意を払わなければならない。

(管理担当者)

第 4 条 射撃場を設置する所属に射撃場管理担当者（以下「管理担当者」という。）を置き、次の各号に掲げる所属の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の中から管理責任者が指名する者をもって充てる。

(1) 学校 拳銃の指導を担当する教官

(2) 署 警部以上の階級にある警察官

2 管理担当者は、副管理責任者を補佐し、当該射撃場に係る施設及び訓練用具の適正な維持管理に努めなければならない。

(訓練立会責任者等)

第 5 条 所属長は、射撃訓練を実施する都度、別に定める訓練立会責任者又は訓練指導者（以下「立会責任者等」という。）を指定しなければならない。

(射撃場の使用)

第 6 条 所属長は、射撃場を使用しようとするときは、様式第 1 号により、管理責任者に届出し、許可を受けなければならない。

2 立会責任者等は、射撃場施設の安全を点検し、異状のないことを確認した上でなければ、射撃訓練を開始することができない。

3 立会責任者等は、射撃訓練を終了したときは、直ちに射撃場の整備及び清掃をしなければならない。

(報告)

第7条 省略

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(既存訓令の廃止)

2 射撃場の管理及び使用に関する訓令（昭和36年県本部訓令第21号）は、廃止する。

附 則(平成31年4月10日県本部訓令第16号)

この訓令は、平成31年4月10日から施行する。